

5 いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。どの子供にも、どの学校でも起こりうることとの認識に立ち、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

また、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校他関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

② いじめの定義と態様

(ア) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(イ) 態様

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

③ 学校の責務

学校では、いじめが行われないようにいじめ防止のための対策を日頃からとおかなければならない。そのために、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を全職員が理解しておくことが必要である。

(2) いじめ防止のための基本的な取組

① 基本方針

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 基本的な取組

(ア) 未然防止

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険

信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。(生徒の心情をつかむ観察や言葉かけ等の生徒理解する力を育む視点の啓発や研修をうちながら。)あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

A 教師による生徒の『居場所づくり』

- 生徒が安心して生活できる学級づくり
- 自己存在感や充実感を感じられる授業づくり
- このような場所を提供できる集団づくり

- (a) 集団内の規律や動きが明確である→生徒が分かっている
 - ・規律と役割が機能する学級経営(授業・部活動等)
- (b) 「わかる授業づくり」の実践・・・校内研修との関わり
 - ・学習規律の明確化と徹底
 - ・すべての生徒が参加でき、活躍できる場を盛り込むような授業の構築

B 生徒同士による『絆づくり』

- 生徒の「絆づくり」を促す教師の働きかけ・場作り
- すべての生徒が活躍できる場面の設定
- ※「学びあい・支えあい」をめざす日々の学級経営・授業経営が土台

- (a) 目標や見通しがわかりやすく、精一杯活動できる学年・学校行事の実施
 - ・学年、学校行事における学級及び個人の目標の設定、行事終了後の個人及び相互評価の実施。
- (b) 自己をお互いを見つめる生徒会・各委員会の取り組み
 - ・本渡中学校生徒会『交通安全宣言』を生活ノートに記載し、事ある毎に自己・相互評価の場の設定。

C 生徒に『豊かな心の涵養』を促すために

- 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育
- 思いやりの心を育む道徳教育及び様々な人との関わりを深める体験活動の充実。

- (a) 生徒の心に訴える「人権教育」の充実
 - ・「偏見」「不合理な差別」を見抜く心と自他の「生命尊重の精神」を育てる。
 - ・「いじめは許さない」という意識を生徒の心に刻んでいくために、本渡中学校生徒会「いじめ」撲滅宣言の生活ノートへの記載。
- (b) 生徒の心を育てていく「道徳教育」の充実
 - ・人としての「気高さ」、人に対しての「心遣い」(やさしさ・思いやり)の等との出会い
 - ※一週間に一度、学級担任として大切な時間である。
- (c) 自他を大切にすることを育てていく「体験活動」の充実

(イ) 早期発見

いじめの早期発見において、教師が生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教師(大人)が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教師が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない感覚を研ぎ澄ますことが求められる。日常において、生徒に関わるすべての教師の間で情報を共有し、保護者との連携を図り情報を収集することが、いじめの早期発見につながり、いじめをなくすことにつながっていく。

A 教師の日常の生徒観察(生徒がいるところには教師がいる)

- ・授業、給食、掃除、部活動等における生徒観察
- ・休み時間、昼休み、放課後等における積極的(挨拶・雑談等)な生徒観察

B 生活ノートの働きかけ(コメントのやりとりから生まれる信頼関係)

- ・生徒が書きたくなる生徒に寄り添った教師のコメントの工夫

C 生徒に関わる全ての教師の情報の共有と関わり(接し方)の連携

- ・小さな変化に気づいた教師が、その生徒に関わるより多くの教師に情報を発信する。

D 保護者の心情・立場に立ち教師から連携を図っていく。

E 相談ができる機会の設定

- ・定期的な教育相談週間を設け、相談体制を整備する。
- ・いじめ実態調査アンケートを各学期1回以上実施する。

※教育相談やアンケートはあくまでも発見の手立てで、日常の生徒観察(言葉かけ)が要である。

(ウ) 早期対応

いじめの空気を認知した教師は、その瞬間、その場で止める。その後、速やかに 他教師と連携して関係者から状況を聞きだす。**随時、情報集約担当者に状況を報告し**、いじめと認知したならば管理職に報告し適切な指導を行っていく。

【いじめ対応の基本的な流れ】

A 正確な実態把握に向けて

- ・いじめの被害者からの事実確認は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめの被害者からの情報をもとに、いじめの加害者、いじめを見た周囲の生徒からいじめに関する事実・いじめの全体像を正確に聞き取っていく。

※短時間で正確な事実関係を把握するため、**情報集約担当者を中心とした複数の教師**で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教師間の連携と情報共有を随時行う。

B 指導体制、方針決定に向けて

- ・**校長が「いじめ対策委員会」**を召集し、いじめの経緯・状況・いじめの被害者の心情等を**情報集約担当者等が報告**し情報の共有化を図る。
- ・いじめの解消に向けて、対応する教師の役割分担を決定し、指導の方針・見通しを決定する。

※事案によっては、天草市教育委員会及び関係機関との連携における方針を決定していく。

C 生徒への支援・指導と保護者との連携に向けて【当該生徒からの事実・心情確認】

いじめられた生徒に対して	いじめた生徒に対して
<ul style="list-style-type: none">・事実確認とともに、苦しく辛い気持ちを共感する・「最後まで守り抜くこと」を伝える。・必ず解決していくことを約束する。	<ul style="list-style-type: none">・いじめた事実・経過・状況・心情について具体的に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。・いじめが人として決して許されない行為であること、いじめられる気持ちを認識させる。
被害者の保護者に対して	加害者の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none">・発見した（認識した）日に、家庭訪問等を行い、事実関係を直接伝える。・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。	<ul style="list-style-type: none">・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く苦しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする。・「いじめは決して許されない行為である」という姿勢を示し、事の重大さを認識していただく。・子どもの変容を図るために、今後のかわり等を一緒に考え、具体的に助言していく。

D その後の対応

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて本人と話す中で、本人の状況・心情を確認していく。**その情報も情報集約担当者に報告する。**
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のため日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

(エ) いじめ対策委員会の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのために、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

※【いじめ対策委員会】は、毎週木曜日第2校時に実施している生活指導委員会を充てる。

【生活指導委員会の組織と内容】

- ◎時間： 毎週 木曜日 第2校時
- ◎委員： 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事(情報集約担当者)・学年生徒指導・養護教諭・特別支援コーディネーター
- ◎内容： 生徒理解(小さな生徒の変容) 課題を持つ生徒の報告及び状況把握
生徒指導上の共通理解の検討・確認



いじめ事案発生



【いじめ対策委員会】

- ◎委員：生活指導委員会の委員+学年主任 ※ 事案により柔軟に編成していく。
- ◎内容：指導体制・方針の決定 ※ 事案と状況により関係諸機関との調整・連携

※決定事項においては、最優先に取組を進めていく。状況報告は、随時管理職に行う。いじめをなくしていくのは、日々の生徒理解を土台とした生徒指導である。教師の目、耳、心を研ぎ澄まし生徒指導にあたっていく。

③ インターネット上のいじめへの対応(携帯電話・スマートフォン等を含む)

インターネットを通じて行われるいじめは、顕在化した場合、大きな事件になっていることが多く、対応が非常に困難である。日頃から、**生徒及び保護者に情報モラル**についての認識を深めるための啓発が大切である。

(ア)未然防止のために(生徒・保護者への啓発)

- ・携帯電話・スマホ等の使用に関して、生徒への意識啓発のため『本渡中携帯・スマホなど利用ルール』を生活ノートへの記載。
- ・PTA総会や研修会等で携帯電話等の安全利用について啓発に努める。また、その取扱いについて、総会決議を伴い、安全利用を推進していく。
- ・生徒会を中心に、携帯電話等の取扱いについて自主ルールを決める。

※国・県の方針に倣い、学校での携帯電話等の持ち込みは原則として禁止とする。

※教師は、インターネットの特殊性による危険の認識・ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し情報モラルに関する指導力の向上(校内研修・技術)を図る。

(イ)早期発見・早期対応のために

- ・家庭で、携帯電話等を使用して、気になる変化に気づいたら、躊躇なく生徒に問いかけ、すぐ、学校に相談するよう保護者に助言し、協力して取り組む。【当該生徒から受信・発信したケータイ等の記録を保護者の了解のもと、事実の正確な情報として、つかむ。そして、そこから加害者となる生徒の聞きとりにつなげていく。加害者のケータイ等の発信の記録も保護者の了解を経て正確な裏付けの情報としてつかむ。】

- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、警察等の専門機関との連携する。

(3) 重大事案への対応

ア 速やかに天草市教育委員会に事態発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

イ いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など学校生活に著しい支障を来す場合、被害生徒の今後について天草市教育委員会と協議する。

ウ 加害生徒については、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について天草市教育委員会と協議する。

(4) その他

この学校基本方針は、生徒、保護者、地域に公開し、機会あるごとに方針の啓発に努めていかなければならない。学校の取組を実効性のあるものにするためにも、生徒、保護者の意見を取り入れ、必要に応じて見直しを行う。